

「年金受給者が失権（死亡）した場合の家族の利用条件」について

- 年金受給者が失権（死亡）した場合、そのご家族のご利用条件は以下①②の通りとなります。
 - ① 「お申込責任者となる方」は失権（死亡）した年金受給者の 配偶者 となります。
「お申込みのできる方」は 配偶者のみ となります。
 - ② 「A区分」でご利用できるのは 配偶者のみ となります。
配偶者以外のご家族は 「B区分」 となります。
- ご予約の際は、失権（死亡）した年金受給者の加入者番号をご準備のうえ、配偶者がお申込みください。
配偶者の同行がなくてもご利用できます。但し、その場合、利用者はソレイユ伊豆フロントにて、氏名および住所を確認できる「写真付きの身分証明書」をご提示いただきます。
- 利用申込書を記入する際は、加入者番号欄に年金受給者の加入者番号を記入し、申込責任者氏名欄に配偶者の氏名を記入してください。